

## 自営業者（個人事業主）とは

自営業の方は、経済的に自立した存在であり、他の者からの収入ではなく、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した方ですので、基本的にはご自身で国民健康保険に加入することを原則といたします。

自営業者であるのに被保険者の支援がなければ生活ができない、または、自分自身の健康保険の加入ができないということは、社会的通念上、適切ではないと考えられます。

従って、家計補助的な小規模な事業と認められる場合を除き、原則、扶養認定の対象となりません。

また、経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合も被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者により生計維持されている方が対象となります。

## 自営業者の収入

自営業者の収入は、事業で得た売上総額から当健康保険組合が認める直接的経費を差し引いたものです。（確定申告における所得金額（税法上の「所得」）ではありません。）

なお、給与所得者の扶養認定については、税や社会保険料等を控除する前の「総収入」にて判断することとなっており、必要経費は一切認められていません。

## 自営業者の収入を確認する書類

過去 2 年分の書類を提出していただき、全ての年において収入条件を満たしていることを確認します。

①確定申告書 第一表・第二表の写し

②収支内訳書（損益計算書）の写し

③その他健保が必要とする書類

注 1 認定基準内の収入であることを示す確定申告書を提出できない場合は、認定の判断ができないため、認定不可となります。

注 2 基準内の収入であっても、一時的な収入減少でないことを確認するため、過去の収入や現在、将来の経営状況を伺った上で総合的に判断します。

注 3 被扶養者現況調査の対象者となった場合は、上記の書類を提出していただきます。

注 4 書類を提出していただいた上で認定の判断をします。書類を提出すれば認定されるということではありません。

## 日鉄物産健康保険組合が認める直接的経費一覧

### 【判定可否】

○	当組合が必要経費として認める経費。 但し、必要に応じて収支台帳や領収書等の提出を求める場合があります。
△	条件を満たした場合に、直接的必要経費として認める経費。 * 自宅で事業を行っている場合は、第三者が見ても事業負担分と自宅負担分が判断できる書類を提出下さい。ただし、提出しても認められない場合もあります。
×	当組合が必要経費として認めない経費。 * 給料賃金や雇人費がある場合は、従業員を雇用する経営者とみなされ、自らが被扶養者として生計を維持してもらう立場になることは妥当ではなく、被扶養者認定の対象とはなりません。

### 【一般所得用】

科目	判定可否	備考
給料賃金	×	
材料費	○	
外注工賃	△	派遣委託料（給与賃金）の場合は被扶養者認定の対象とはなりません
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	貸主が親族の場合は経費として認められません
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業内容や目的により判断します
水道光熱費	△	
旅費交通費	△	事業内容や目的により判断します
通信費	△	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	

【農業所得用】

科目	判定可否	備考
雇人費	×	
小作料・賃借料	△	貸主が親族の場合は経費として認められません
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	△	
農薬衛生費	△	
諸材料費	△	
修繕費	×	
動力光熱費	△	
作業用衣料費	×	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	△	
土地改良費	△	
雑費	×	

【不動産所得用】

科目	判定可否	備考
給料賃金	×	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	貸主が親族の場合は経費として認められません
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
雑費	×	